

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 24 日 (火) 第 91 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 等 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※) (経 営 金 融 課 取 扱 い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 318 号

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 等 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 等 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱

(鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 (昭 和 47 年 鹿 児 島 県 告 示 第 1218 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 第 3 号 中 「第 2 条 第 20 項 第 1 号」 を 「第 2 条 第 24 項 第 1 号」 に 改 め , 同 条 第 5 号 を 次 の よう に 改 め る。

(5) 成 長 企 業 応 援 資 金 (中 小 企 業 者 又 は 組 合 が 経 営 力 の 向 上 , 地 域 の 成 長 発 展 の 基 盤 強 化 又 は 省 エ ネ ル ギ ー 対 策 に 取 り 組 む た め に 必 要 と す る 資 金 を いう。)

第 3 条 第 7 号 を 次 の よう に 改 め る。

(7) 事 業 活 動 継 続 支 援 資 金 (中 小 企 業 者 又 は 組 合 が 自 然 災 害 等 に 対 す る 事 前 対 策 に 取 り 組 む た め に 必 要 と す る 資 金 を いう。)

第 3 条 第 12 号 を 次 の よう に 改 め る。

(12) 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 緊 急 経 営 対 策 資 金 (特 例 中 小 企 業 者 (中 小 企 業 信 用 保 険 法 第 2 条 第 6 項 の 特 例 中 小 企 業 者 を いう。以 下 同 じ。)) が 経 営 の 安 定 化 の た め に 必 要 と す る 資 金 を いう。)

第 6 条 の 表 中 小 企 業 振 興 資 金 の 項 中 「第 13 条 又 は」 を 「第 13 条 ,」 に 改 め , 「第 9 条」 の 次 に 「又 は 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 35 年 法 律 第 123 号) 第 77 条 第 1 項」 を 加 え , 同 表 観 光 ・ も の づ く り パ ワ ー ア ッ プ 資 金 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

成 長 企 業 応 援 資 金	中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 (平 成 11 年 法 律 第 18 号) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 認 定 を 受 け た 経 営 力 向 上 計 画 に 従 っ て 経 営 力 向 上 に 係 る 事 業 を 行 う 者 に あ つ て は , 主 務 大 臣 の 計 画 認 定 書 の 写 し 及 び 経 営 力 向 上 計 画 書 の 写 し 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 促 進 に よ る 地 域 の 成 長 発 展 の 基 盤 強 化 に 関 す る 法 律 (平 成 19 年 法 律 第 40 号) 第 13 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 承 認 を 受 け た 地 域 経 済 牽 引 事 業 計 画 (以 下 「承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 計 画」 と いう。)) に 従 っ て 地 域 経 済 牽 引 事 業 を 行 う 者 (以 下 「承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 者」 と いう。)) に あ つ て は , 承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 計 画 に 係 る 承 認 申 請 書 (変 更 の 承 認 が あ つ た と き は , 変 更 後 の も の を 含 む。)) の 写 し 生 産 性 向 上 特 別 措 置 法 (平 成 30 年 法 律 第 25 号) 第 40 条 第 1 項 の 規
-----------------	--

	<p>定により認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端技術等の導入を行う者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）にあつては、認定先端設備等導入計画に係る認定書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し</p> <p>青少年雇用促進等認定事業者にあつては、都道府県労働局長の認定通知書の写し</p> <p>女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては、鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し</p> <p>働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し</p>
--	--

第 6 条の表事業承継対策資金の項の次に次のように加える。

事業活動継続支援資金	<p>中小企業等経営強化法第 50 条第 1 項の規定により認定を受けた事業継続力強化計画に従って対策を行う者にあつては、事業継続力強化計画認定通知書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し</p> <p>中小企業等経営強化法第 52 条第 1 項の規定により認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って対策を行う者にあつては、連携事業継続力強化計画認定通知書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し</p>
------------	---

第 6 条の表霧島山火山活動緊急経営対策資金の項を次のように改める。

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金	中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の認定を受けたことを証する書類
---------------------	------------------------------------

第 7 条第 1 項第 3 号を削る。

第 8 条中「又は第 3 号」を削り、「当該各号」を「同号」に改める。

第 12 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（報告書の提出等）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 12 条の 2 特例中小企業者が第 3 条第 12 号に掲げる資金の融資を受けた場合は、取扱金融機関は、6 月に 1 回、保証機関に当該特例中小企業者の業況に関する報告書を提出するものとする。

2 前条第 4 項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかつた場合について準用する。

附則に次の 1 項を加える。

4 令和 2 年 3 月 2 日から同月 31 日までの間において、保証機関が取扱金融機関から第 3 条第 10 号に掲げる資金の融資に係る保証の協議を受けた場合における別表第 1 セーフティネット対応資金の項の規定の適用については、同項中「年 0.65%」とあるのは「年 0.65%（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号に該当する特定中小企業者にあつては、年 0%）」とする。

別表第 1 新事業チャレンジ資金の項中「第 8 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、同表観光・ものづくりパワーアップ資金の項中「観光・ものづくりパワーアップ資金」を「成長企業応援資金」に、

<p>中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 観光産業、自動車関連</p>	<p>中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの</p>	<p>「 運転</p>
---	-----------------------------------	-------------

産業，電子
 関連産業，
 食品関連産
 業，環境・
 新エネルギ
 ー産業，健
 康・医療産
 業，バイオ
 関連産業又
 は航空機関
 連産業にお
 いて事業規
 模の拡大又
 はこれらの
 産業への参
 入を図る者
 (2) (1)に規定
 する産業に
 おいて中小
 企業等経営
 強化法第13
 条第1項の
 規定により
 認定を受け
 た経営力向
 上計画に基
 づいて事業
 を営む者
 (3) (1)に規定
 する産業に
 係る承認地
 域経済牽引
 事業者

を

- (1) 中小企業
 等経営強化
 法第19条第
 1項の規定
 により認定
 を受けた経
 営力向上計
 画に基づい
 て事業を営
 む者
- (2) 承認地域
 経済牽引事
 業者
- (3) 先端技術
 を導入し，
 労働生産性，
 付加価値額
 又は売上高
 経常利益率
 の向上を図
 る者
- (4) 省エネル
 ギー対策又
 は再生可能
 エネルギー
 の導入によ
 り企業のコ
 スト削減に
 つながる取
 組を行う者

に，

7 年以内
 (24月以
 内の据置
 きを
 含む。)
 設備
 15年以内
 (36月以
 内の据置
 きを
 含む。)
 (融資対
 象の(2)及
 び(3)にあ
 つては，
 運転は5
 年以内
 (12月以
 内の据置
 きを
 含む。)
 設備は7
 年以内
 (12月以
 内の据置
 きを
 含む。))

を

「
 運転
 7 年以内
 (24月以
 内の据置
 きを
 含む。)
 設備
 15年以内
 (36月以
 内の据置
 きを
 含む。)
 」

に，

別表第2に
 定める率
 (融資対象
 の(2)にあつ
 ては，年
 0.79% (働
 き方改革推
 進等事業者
 にあつて
 は，年0.69
 %) (新食
 プロ事業者
 にあつて
 は，年0.47
 % (働き方
 改革推進等

別表第2に
 定める率
 (融資対象
 の(1)にあつ
 ては，年
 0.79% (働
 き方改革推
 進等事業者
 にあつて
 は，年0.69
 %)，融資
 対象の(2)に
 あつては，

事業者にあつては、年 0.37%)、融資対象の(3)にあつては、年 0.64% (働き方改革推進等事業者にあつては、年 0.54%) (新食プロ事業者にあつては、年 0.32% (働き方改革推進等事業者にあつては、年 0.22%))

を

年 0.64% (働き方改革推進等事業者にあつては、年 0.54%)、融資対象の(3)のうち、認定先端設備等導入事業者にあつては、年 0.64% (働き方改革推進等事業者にあつては、年 0.54%))

に改め、同表耐震改修支援資金の項中「耐震改修支援

資金」を「事業活動継続支援資金」に、

(4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物の建替えを行おうとする者

を

(4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物の建替えを行おうとする者
(5) 中小企業等経営強化法第 50 条第 1 項の規定により事業継続力強化計画の認定を受けて事業継続力強化を行おうとする者及び同法第 52 条第 1 項の規定により連携事業継続力強化計画の認定を受けて連携

に、

2 億 8,000 万円

を

2 億 8,000 万円 (融資対象の(5)にあつては、8,000 万円)

に、

事業継続力
強化を行お
うとする者

「
 運転
 15年以内
 (24月以
 内の据置
 きを含
 む。)
 設備
 20年以内
 (36月以
 内の据置
 きを含
 む。)
 」

を

「
 運転
 15年以内
 (24月以
 内の据置
 きを含
 む。)
 設備
 20年以内
 (36月以
 内の据置
 きを含
 む。)
 (融資対
 象の(5)
 にあつて
 は、運転
 は7年以
 内(24月
 以内の据
 置きを含
 む。)、
 設備は15
 年以内
 (36月以
 内の据置
 きを含
 む。))
 」

に、

「

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
----	----	----	----	----	----	----

 」

を

「

同上	同上	同上	別表第2に 定める率 (融資対象 の(5)にあつ ては、年 0.63%)	同上	同上	同上
----	----	----	---	----	----	----

 」

に改める。

別表第1 事業再生支援資金の項中「第133条」を「第140条」に改め、同表霧島山火山活動緊急経営対策資金の項を次のように改める。

新型コ ロナウ イルス 関連緊 急経営 対策資 金	特例中小企業 者のうち、融資 が令和2年4月 1日から令和3 年1月31日まで の間に行われる もの	運転	4,000 万円	7年以内 (24月以 内の据置 きを含 む。)	融資期間が 1年以内の 融資 年 1.4%以内 融資期間が 1年を超え て3年以内	同上	同上	同上	年0%	中小企 業者に あつて は、各 商工会 議所若 しくは	同上	同上
---	--	----	-------------	-------------------------------------	---	----	----	----	-----	---	----	----

					の融資 年 1.6%以内 融資期間が 3年を超え て5年以内 の融資 年 1.7%以内 融資期間が 5年を超え て7年以内 の融資 年 1.9%以内					各商工 会又は この項 の取扱 金融機 関の欄 に掲げ る金融 機関 組合に あつて は、鹿 児島県 中小企 業団体 中央会 又はこ の項の 取扱金 融機関 の欄に 掲げる 金融機 関	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

別表第1備考中「観光・ものづくりパワーアップ資金(2)及び(3), セーフティネット対応資金及び事業再生支援資金(1)」を「成長企業応援資金(1), (2)及び(3)のうち認定先端設備等導入事業者, 事業活動継続支援資金(5), セーフティネット対応資金, 事業再生支援資金(1)及び新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金」に改める。

別表第2中小企業振興資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」及び「平成31年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め, 同表中小企業振興資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限る。)の項中「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め, 同表小規模企業活力応援資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め, 同表小規模企業活力応援資金(融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限る。)の項及び新事業チャレンジ資金(融資対象の(2)を除く。)(働き方改革推進等事業者であるものに限る。)の項中「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め, 同表観光・ものづくりパワーアップ資金(融資対象の(1)のうち新食プロ事業者(働き方改革推進等事業者であるものを除く。))であるものに限る。)の項及び観光・ものづくりパワーアップ資金(融資対象の(1)のうち, 新食プロ事業者(働き方改革推進等事業者であるものに限る。))に限る。)の項を削り, 同表観光・ものづくりパワーアップ資金(融資対象の(1)のうち, 働き方改革推進等事業者(新食プロ事業者であるものを除く。))に限る。)の項及び観光・ものづくりパワーアップ資金(融資対象の(1)のうち上記以外)の項を次のように改める。

成長企業 応援資金 (融資対 象の(1), (2)及び(3))	年 1.58 %	年 1.43 %	年 1.23 %	年 1.03 %	年 0.83 %	年 0.68 %	年 0.48 %	年 0.28 %	年 0.13 %	年 0.83 %
---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

のうち認定先端設備等導入事業者であるものを除く。 (働き方改革推進等事業者であるものを除く。)										
成長企業 応援資金 (融資対象の(1), (2)及び(3) のうち認定先端設備等導入事業者であるものを除く。 (働き方改革推進等事業者であるものに限る。)	(令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年 1.48 %	年 1.33 %	年 1.13 %	年 0.93 %	年 0.73 %	年 0.58 %	年 0.38 %	年 0.18 %	年 0.03 %	年 0.73 %

別表第 2 事業承継対策資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限る。）の項中「平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改め、同表耐震改修支援資金の項を次のように改める。

事業活動 継続支援 資金（融 資対象の (5) を 除 く。)	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.00 %
--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別表第 2 霧島山火山活動緊急経営対策資金の項を削る。

別記第 9 号様式を削る。

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成 22 年鹿児島県告示第 376 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中鹿児島県中小企業制度資金融資要綱附則に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定（改正後の要綱附則第 4 項の規定を除く。）は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 2 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について

て適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。